

重要無線通信に対する混信妨害申告の措置事例等

1 消防無線に対する混信妨害

平成21年9月18日、関東総合通信局（東京都）から、群馬県内消防無線局の全国共通波に対する混信妨害対応に係る協力要請あり、直ちに、不法無線探索車を妨害源の発射が推定される長野県と群馬県の県境に出動させました。

現地では、関東総合通信局の不法無線探索車と合流し、調査を実施したところ、県境付近の無線設備の故障により、不要な電波が発射されていることを確認しました。

当該無線設備の管理者の立会いの下、無線設備からの不要電波の発射を停止、修理させることにより、障害を解消しました。

2 EPIRBの誤発射

EPIRBとは、非常用位置指示無線標識装置（EPIRB: Emergency Position Indicating Radio Beacon）のことで、船舶が遭難した場合、その遭難地点を探知させるため遭難信号を自動的に発射する無線装置です。

最近、船舶乗組員の誤操作だけでなく、老朽化により廃棄されたEPIRBに衝撃・振動を加えたことにより、EPIRBから遭難信号が誤って発射される（誤発射）が全国的に発生しています。

当局では、EPIRBの誤発射の申告があった場合には、直ちに、不法無線探索車を出動させるほか、電波監視結果を第九管区海上保安本部（新潟市）に提供することとしています。

また、EPIRBの誤発射の未然防止を図るため、管内の船舶局免許人、船舶無線工事業者及び造船所関係者等を対象にEPIRBの適正な取扱い方法及び廃棄方法等に関する周知啓発に取り組んでいます。